



2020年1月24日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

70歳以上のお客さまへ

キャッシュカードによるATMお支払いの一部制限について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学）では、ご高齢のお客さまから言葉巧みにキャッシュカードを騙し取る「キャッシュカード手交型詐欺」や「キャッシュカードすり替え型詐欺」が多発している状況を踏まえ、これら特殊詐欺被害を防止する対策として、下記のとおり、当行キャッシュカードによるATMでのお支払いを一部制限させていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまのご預金を悪質な犯罪から守るための対応であることを何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

年齢が70歳以上の個人のお客さま（個人事業主のお客さまを除きます）。

2. ご利用制限の内容

当行キャッシュカードによるATMでのお支払い限度額を、1日あたり20万円とさせていただきます。

（注1）当行以外のATMでのお支払いも含みます。

（注2）支払限度額を20万円より少ない金額に設定されているお客さまは、設定金額が適用となります。

3. 実施日

2020年3月16日（月）より

4. ATMご利用制限の変更

対象となるお客さまで、ご利用制限の変更を希望されるお客さまは、お近くの当行窓口までお問い合わせください。

以上

お問合せ

きらやか銀行事務部事務課 担当：高梨・浅井

お問い合わせ先：023-631-0001(代)

